

令和8年度 鳥栖市営住宅入居予備者募集要項

公営住宅の入居申し込みの際は、この募集要項をご理解のうえお申込みください。

市営住宅は、住宅にお困りの低所得の方のために、安い家賃でお貸しすることを目的として建設された住宅です。市営住宅の入居申し込み方法、入居資格、入居までのながれなどについて、以下のとおりご案内します。

1. 申込期間と入居順位抽選会について

(1) 公開抽選・入居申し込み

入居順位を決めるため、公開抽選を実施します。

○受付日時 **令和8年6月9日（火）午前9時から午前9時30分まで**

○受付場所 鳥栖市役所1階多目的ホール

※公開抽選受付終了後に申し込まれた場合は、その受付順により入居順位を決定します。

(2) 公開抽選以降の入居申し込み

○申込期間 令和8年6月9日（火）から令和8年12月28日（月）まで

○受付場所 鳥栖市役所建設課窓口（市役所本庁舎2階）

2. 申し込みに必要なもの

入居申し込みの際は、以下の書類を提出してください。

①市営住宅入居申込書 ②申込資格申告書

※入居申し込み理由が「世帯分離・遠距離通勤・結婚予定」の場合は「住宅状況申告書」も提出してください。

～注意事項～

- (1) 入居できる住戸が準備でき次第、入居順位の高い方から入居をご案内します。その際、入居資格審査を行うため、審査に必要な書類（住民票・所得証明書等）を提出していただきます。
- (2) 審査の結果、入居資格を満たさない場合は、入居できません。
- (3) 入居申し込み、入居順位は、申し込んだ年度内のみ有効となります。

目 次

申込みから入居までのながれ	2ページ
1. 一般住宅の入居資格について	3ページ
2. 特定目的住宅の入居資格について	6ページ
3. 申込みの無効・失格について	7ページ
4. 申込み・入居手続きにあたっての注意事項	8ページ
5. 入居後の注意事項	10ページ
6. 空き部屋修繕について	10ページ
7. 政令月収額の計算方法	11ページ
8. 募集住宅一覧（公営住宅）	16ページ
9. 募集住宅一覧（改良住宅）	18ページ
・ 鳥栖市営住宅案内図	19ページ

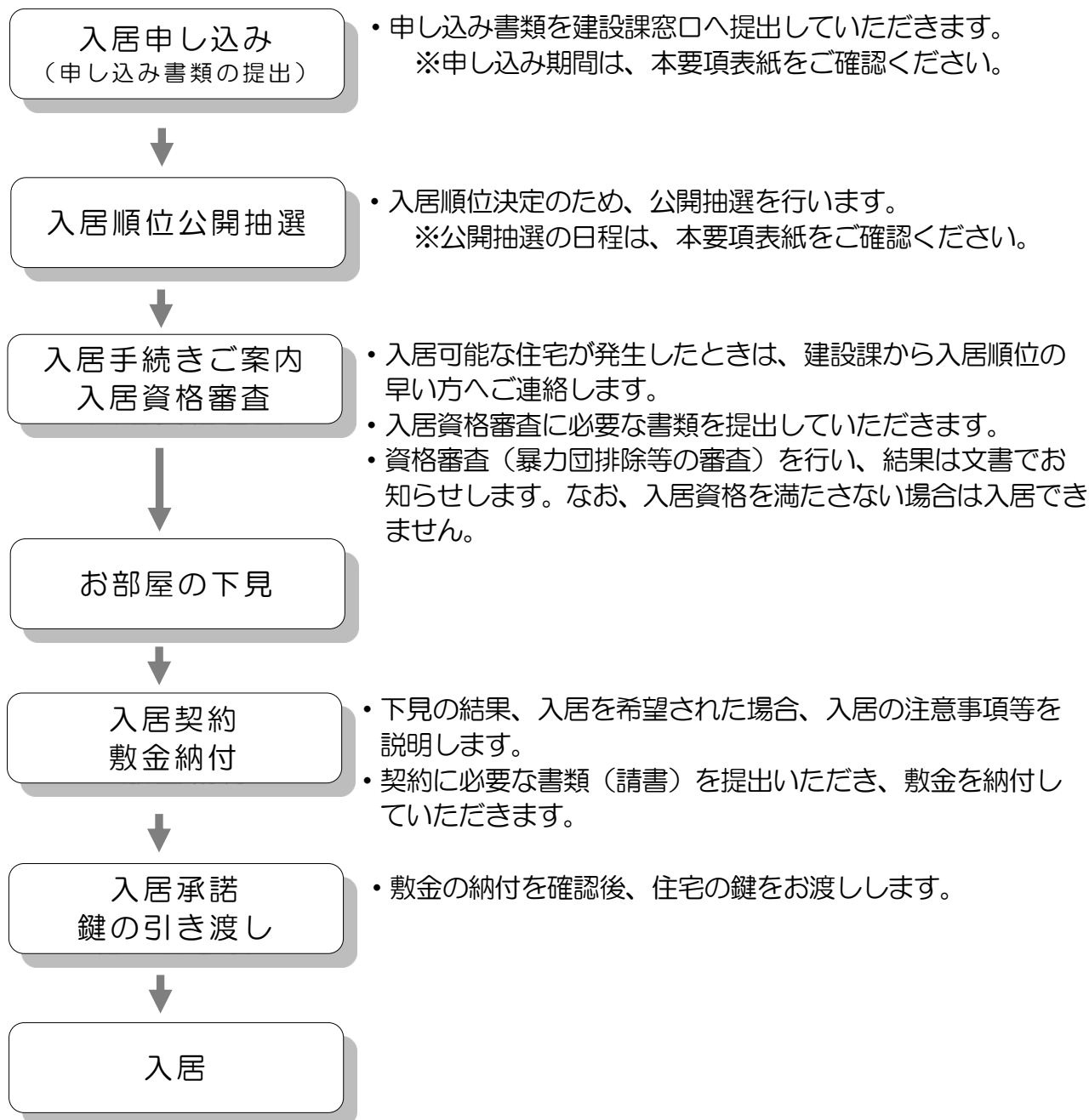
市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に、安い家賃で入居していただくという公営住宅法の目的に沿って鳥栖市が建設した住宅です。

市営住宅の申込みをされる場合、他の民間住宅とは異なり公営住宅法や市条例等により、収入基準をはじめいくつかの入居者資格を定めています。

また、入居された後にも法令等により、様々な決まり・制限があります。

これから申込みされる皆様は、この「募集要項」をよくお読みの上、十分確認されてからお申込みくださるようお願いいたします。

申込みから入居までのながれ



※ 入居資格の年齢は、令和8年4月1日現在での満年齢です。

1 一般住宅の入居資格について

(市営住宅に申込みをされる方すべてに必要な資格です。)

鳥栖市営住宅に申込みされる方は次の[1]から[7]までのすべてに該当していることが必要です。

[1] 鳥栖市内に住所または勤務先を有する方

[2] 市(町村)税(住民税等)及び上下水道料の未納がない方

[3] (1)2人以上の世帯の場合は、その家族構成が夫婦(内縁、結婚予定者を含む)又は、親子を主とした方

・内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫または未届けの妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる方

・結婚予定者は、**令和9年3月31日**までに結婚し、同居できる場合申込みできます。ただし、結婚予定日の3か月以前に入居順位が到来した場合は、順位を1つ後に繰り下げます。

・「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示により家族同様のサービスを受けることが出来ます

(2)単身世帯の場合は、婚姻関係がないことを戸籍謄本等で確認でき、次の①から

⑦のいずれかに該当している方

※ ただし、身体上または精神上に著しい障がいがあるため常時介護を要する方は、必要な支援を受けられているかを書類の提出及び申込者との面接等の方法で確認させていただきます。

表. 単身世帯で申込みができる方

①	満60歳以上の方。
②	身体障害者手帳の1級から4級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けている方。
③	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方。
④	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。
⑤	生活保護法第6条第1項の規定する被保護者。
⑥	海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
⑦	ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方。

[4] 政令月収額が下表の基準以下の世帯

	公営住宅 ¹⁾	改良住宅 ²⁾
一般階層	政令月収 ³⁾ 158,000円以下	政令月収 ³⁾ 114,000円以下
裁量階層 ⁴⁾	政令月収 ³⁾ 214,000円以下	政令月収 ³⁾ 139,000円以下

注

- 1) 公営住宅の一覧は 16 ページ～17 ページを御覧ください。
- 2) 改良住宅の一覧は 18 ページを御覧ください。
- 3) 政令月収については 11 ページを参照してください。
- 4) 裁量階層とは、下表の①から⑦のいずれかに該当する世帯です。

表 裁量階層に該当する世帯

① 60 歳以上の世帯	申込者が満 60 歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが満 60 歳以上の者または 18 歳未満の方からなる世帯
② 障害者世帯	申込者本人または同居者に身体障害者手帳 1 級から 4 級、療育手帳 A・B 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の交付を受けた方がいる世帯
③ 戦傷病者世帯	申込者本人または同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで、または同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方がいる世帯
④ 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人または同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
⑤ 引揚者世帯	申込者本人または同居者に海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
⑥ ハンセン病療養所退所者世帯	申込者本人または同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑦ 未就学児がいる世帯	小学校就学前の子どもがいる世帯

[5] 現在、住宅に困窮している世帯で、次の住宅困窮理由のいずれかに該当する世帯

- 1 不良住宅である。(災害の危険があるような半壊住宅等に住んでいる。)
- 2 家が狭い。(最低居住水準※以下である。)
- 3 家賃が高い。(収入に比べ著しく高い。)
- 4 立ち退き要求を受けている。(支払延滞、契約期間終了等自己の責任、都合によるものは除く。)
- 5 遠距離通勤をしている。(通勤に片道 1 時間半以上かかる又は距離が30km以上ある。)
- 6 世帯分離したい。
- 7 結婚予定で他に住宅困窮理由がある。(結婚予定とは、**令和9年3月31日**までに結婚し同居する方。ただし結婚予定日の3か月以前に入居順位到来した場合順位を繰り下げ)
- 8 その他、住宅に困っていることが明らかな場合。

(注) 次のような方は原則として申込みできません。

- 持ち家がある方、又は現在、公営(改良)住宅に住んでいる方。
- 家庭内の問題(親子関係の不仲など)に起因した別居を希望する方。

[6] 申込者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと (警察へ照会し、確認を行います。)

[7] 入居手続き時に次のすべての要件を満たす連帯保証人をたてられる方

- (1) 市内に住所を有する者又は九州地方(沖縄県及び離島を除く。)に住所を有する3親等以内の親族の者。
- (2) 独立して生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有するもので、入居者の市営住宅利用から生じる債務について連帯して保証することができると認められるもの。
(※連帯保証人については免除できる場合があります。詳しくは 8 ページをご参照ください。)

※ 最低居住水準とは

- 1 (1) 単身者25㎡
(2) 2人以上の世帯 $10\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 10\text{㎡}$
上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。
ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
- 2 世帯人数が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

2 特定目的住宅の入居資格について

(特定目的住宅への申込者は同一団地の一般住宅との併用申込みとなります。)

- (1) 高齢者世帯向住宅 (「一般住宅の申込資格」を満たし、加えて必要な資格です。)

申込者が満60歳以上で、他の同居親族が次の①から③のいずれかに該当する者のみからなる世帯。

- ① 配偶者
- ② 満60歳以上の者
- ③ 満18歳未満の児童

- (2) ひとり親世帯向住宅 (「一般住宅の申込資格」を満たし、加えて必要な資格です。)

配偶者のない女子又は男子が現に満20歳未満の子を扶養している世帯。

- (3) 障害者世帯向住宅 (「一般住宅の申込資格」を満たし、加えて必要な資格です。)

申込者または同居親族が次の①から④のいずれかに該当する世帯。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の者
- ② 療育手帳の交付を受けている者
- ③ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている1・2級の者
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている第1款症以上の者

- (4) 多子世帯向住宅 (「一般住宅の申込資格」を満たし、加えて必要な資格です。)

18歳未満の児童が3人以上同居している世帯

※ 特定目的住宅について

老人世帯等の特定の目的のための住戸を住宅内に設定し、その住戸については該当する世帯から入居していただく住宅です。

特定目的住宅の資格に該当する方で、希望される住宅に特定目的住宅が設定されているときは、特定目的住宅に申込みをすれば、自動的に一般住宅についても申込みしたことになります。

3 申し込みの無効・失格について

次のいずれかに該当する場合は申し込みの無効・失格、入居決定の取消となる場合があります。

- ① 入居資格がないとき。
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- ③ 申込書に不正な記載があったとき。
- ④ 申し込みの同居家族構成及び扶養関係が不自然なとき。または、家族を不自然に分割・統合しているとき。

○ 申し込みできない例

- ・夫婦の別居、父母の別居
- ・特に同居する理由のない親族との申込み

- ⑤ 重複申込みをしたとき。
- ⑥ 婚約者との申込みで、入居順位到来から3か月以内、または令和9年3月31日までに申込時の婚約者と結婚できなかったとき。
- ⑦ 申込みから入居までの間に、正当な事由によらず、同居親族が変わったとき。
- ⑧ 申込みから入居までの間に、死亡・その他の事由によって単身者となったとき。（ただし、単身入居可能な住宅に申込みの場合は除外される場合があります。）
- ⑨ 入居資格審査に必要な書類を指定された期日までに提出しないとき。
- ⑩ 指定された住宅への入居を辞退したとき。
- ⑪ 指定された期日までに所定の手続きをしないとき。
- ⑫ 申込みの有効期限内に入居できないとき。
- ⑬ その他、鳥栖市と信頼を損なう行為があったとき。

4 申込み・入居手続きにあたっての注意事項

※10ページの入居後の注意事項とあわせてよくお読みください。

- ① 提出された申込書及び各種書類はお返しできません。各種書類の写しを提出するときは、あらかじめ複写し、原本も提出時にお持ちください。
- ② 申込み後に申込み内容に変更が生じたときや、申込みを辞退される場合は直ちに届出をしてください。
- ③ 入居資格の有無は、入居資格審査に必要な書類をすべて提出していただいてから最終的な判定をします。
- ④ 入居資格審査で入居資格を有すると認められるまで、部屋の内部を下見することはできません。
- ⑤ 入居手続き時に敷金(家賃3か月分相当額)の納付が必要です。
- ⑥ 入居手続き時に連帯保証人(1人)が必要です。

※ 連帯保証人の要件(以下のすべて満たすこと。)

- (1) 市内に住所を有する者又は九州地方(沖縄県及び離島を除く。)に住所を有する3親等以内の親族の者であること。
- (2) 独立して生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有するもので、入居者の市営住宅利用から生じる債務について連帯して保証することができると認められるものであること。

上記の要件を満たす連帯保証人がいない場合、下記の対象者に限り連帯保証人を免除できる場合があります。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 入居申込者又は同居者、若しくは同居しようとする親族が障害者
(身体1～4級 ・ 精神1～3級 ・ 知的)
- (3) 戦傷病者
- (4) 原子爆弾被爆者
- (5) 生活保護被保護者
- (6) 中国残留邦人等及び特定配偶者支援給付を受けている者
- (7) 海外からの引揚者
- (8) ハンセン病療養所入所者等

- (9) 配偶者からの暴力被害者
 - (10) 60歳以上の者と、その配偶者又は60歳以上若しくは18歳未満の親族のみからなる世帯
 - (11) 母子及び父子であって、現に児童を扶養している者
 - (12) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ⑧ 萱方町第2住宅及びその他一部の住宅については、入居者個人で浴槽・風呂釜を設置する必要があります。入居者個人で設置した浴槽・風呂釜は、退去時に撤去していただきます。
- ⑨ 入居後、住所変更の確認をさせていただきます。(入居決定からおおむね1か月以内)

※ 御注意ください

- ・転居するなど申込み内容に変更がある場合は、必ず届出をしてください。
- ・市営住宅に入居する際には敷金(家賃3か月分相当額)と上記の連帯保証人が必要となります。

5 入居後の注意事項

市営住宅は一般の賃貸住宅と異なり、入居後も法令による制限や規則がありますのでよく確認をされてから申込みください。

- ① 市営住宅内で円満な社会共同生活を妨げるような行為は禁止されています。
- ② 新築ではありませんので、多少の汚れがあります。
- ③ 市営住宅内の清掃・草刈り等は、入居者の皆さんで行っていただきます。
- ④ 入居後は家賃のほかに共益費(市営住宅内の外灯・階段灯の電気代等)が必要です。
- ⑤ 毎月の家賃は必ず納期限までにお支払いください。3か月以上滞納されますと住宅明け渡しの対象となります。
- ⑥ 入居後は、毎年、家賃算定のため、世帯全員の前年の収入を申告していただきます。
※特別な事情がある場合に限り、家賃の再認定・減免対象となることがあります。(要相談)
- ⑦ 法に定める収入基準を超える者で、「収入超過者」に認定された者は明渡し努力義務、「高額所得者」に認定されたものは明渡し義務が発生します。
- ⑧ 市営住宅の名義人変更は原則できません。
- ⑨ 市の承認を得ず、入居中以外の人を同居させることはできません。
- ⑩ 駐車場は1戸につき1台のみです。(管理については、当該住宅の駐車場管理組合が管理規約等を設け、適正な運営に努めていますので、その定めに従ってください。)
- ⑪ 入居者が住宅を増築したり、模様替えや住宅以外の目的に使用したり、住宅敷地内に工作物を設置することは、原則できません。
- ⑫ 入居中に破損及び汚損した箇所並びに消耗品の修繕費用は入居者の負担となります。
- ⑬ 退去時に入居期間の長短に関わらず、入居者の負担で畳の表替え、ふすまの張替え及び流し台前面の塗装が必要となります。
- ⑭ 動物の飼育(一時預かりを含む)は、禁止されています。また、野良犬・猫等にえさを与えることも禁止されています。

6 空き部屋の修繕について

前入居者が退去した住宅を部分的に修繕しています。このため、住宅ごとに傷みの程度が異なります。

- ① 新品に交換しているところ
畳表、ふすまの張替(板ふすまは除く)、玄関扉の鍵
- ② 部分的に修繕を行っているところ
床・壁・天井等は、汚損や破損の著しい箇所のみ修繕しています。
- ③ 点検しているところ
便器・換気扇(設備のある住宅のみ)・風呂釜(設備のある住宅のみ)は点検をして使用しています。

7 政令月収額の計算方法

○ 政令月収額は次の順序で計算してください。

(計算の順序)

(1) 収入の種類別に所得金額を計算



(2) 各自の総所得金額を計算



(3) 総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算



(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12で除して政令月収額を計算

(1) 種類別所得金額の計算

ア 給与所得金額

(ア) 現在の勤務先に前年の1月1日以前から現在まで引き続き勤務している方

前年分の給与所得の源泉徴収票における「給与所得控除後の金額」又は、前年分の所得額証明書における「給与所得金額」が給与所得金額になります。

(イ) 現在の勤務先に前年の1月2日以降に勤務し、既に日割りでない給与を受けている方。

月々の給与から日割分を除いた上で合算し、その月数で除して12倍し、賞与を加えた額を14ページの給与所得計算表に当てはめた金額になります。

(ウ) 現在の勤務先に前年の1月2日以降に勤務し、まだ給与を受けていない又は、日割り分の給与しか受けていない方。

a 月給のとき

月給額に12倍した額を、14ページの給与所得計算表に当てはめた金額となります。

b 日給のとき

日給額に1か月の就労日数を乗じ、12倍した額を、14ページの給与所得計算表に当てはめた金額となります。

c 時給のとき

時給額に1日の実働時間、1か月の就労日数を乗じ、12倍した額を、14ページの給与所得計算表に当てはめた金額となります。

イ 年金所得金額（※遺族年金、障害年金等の法律で非課税とされている年金は所得に算定しません。）

(ア)前年の1月1日以前から引き続き現在の年金を受給している方

前年分の公的年金等の源泉徴収票における「支払金額」を14ページの年金所得計算表に当てはめた金額又は、前年分の所得額証明書における「公的年金所得金額」が年金所得金額となります。

(イ)前年の1月2日以降から引き続き現在の年金を受給している方。

年金証書に記載された「支給額」を14ページの年金所得計算表に当てはめた金額となります。

(ウ)前年の1月2日以降に年金の支給額に変更があった方。

年金裁定通知書・年金支給額変更通知書に記載された額を14ページの年金所得計算表に当てはめた金額となります。

ウ 事業所得金額

(ア)前年の1月1日以前から現在まで引き続き事業をしている方。

前年分の確定申告書の控えの「所得金額」又は、前年分の所得額証明書における「営業等所得金額」が事業所得金額になります。

(イ)前年1月2日以降に事業を開始した方。

収入の合計金額から必要経費の合計金額を差し引き、事業した期間の月数で除して、12倍した金額になります。（ただし、1か月に満たない月は除いて計算してください。）

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋年金所得＋事業所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得

(3) 収入のある方の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	同居親族の総所得金額	=	世帯の総所得金額
円		円		円

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12か月で除して政令月収額を計算

控除対象		控除額			
1	所得控除	10万円	×	人	= 円
2	同居親族	38万円	×	人	= 円
3	同居しない扶養親族	38万円	×	人	= 円
4	老人扶養親族	10万円	×	人	= 円
5	特定扶養親族	25万円	×	人	= 円
6-①	特別障害者	40万円	×	人	= 円
6-②	障害者	27万円	×	人	= 円
7	ひとり親	35万円	×	人	= 円
8	寡婦	27万円	×	人	= 円
控除額の合計		円			

※それぞれの控除額の詳細については「控除一覧」(15ページ)をご覧ください

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の総所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right] \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得計算表(令和6年分)

○ 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額(1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額)の区分により給与所得金額を計算してください。

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	0円	
551,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円以上～1,800,000円未満	年間総収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切り捨てた額を右のAに当てはめてください。	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000円以上～3,600,000円未満		$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円以上～6,600,000円未満		$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額 \times 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

○ 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額(1年間に受け取った年金の税込みの金額額)の区分により年金所得(雑所得)金額を計算してください。※年齢基準日:12月31日

収入金額		年金所得金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円
	1,200,001円以上～3,299,999円以下	収入金額-1,100,000円
	3,300,000円以上～4,099,999円以下	収入金額 \times 0.75-275,000円
	4,100,000円以上～7,699,999円以下	収入金額 \times 0.85-685,000円
65歳未満の方	700,000円以下	0円
	700,001円以上～1,299,999円以下	収入金額-600,000円
	1,300,000円以上～4,099,999円以下	収入金額 \times 0.75-275,000円
	4,100,000円以上～7,699,999円以下	収入金額 \times 0.85-685,000円

控除一覽

控除対象	範囲	控除額		
1 所得控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方 (その方の上記所得合計額が10万円未満の場合は、当該合計額)	10万円		
2 同居親族	申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円		
3 同居しない扶養親族	申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方			
特別控除対象者	4 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円	
	5 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円	
	6 障害者	次の(1)～(9)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者)	① 特別障害者	40万円 ②(障害者)とは重複して控除することはできません。
		(1) 常に精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある方。(特別障害者)		
		(2) 精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方(このうち重度と判定された方は特別障害者)	② 障害者	27万円 ①(特別障害者)とは重複して控除することはできません。
		(3) 障害の程度が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方(「A」の方は特別障害者)		
		(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級の方は特別障害者)		
		(5) 身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者)		
(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表ノニの特別項症から第3項症までの方は特別障害者)				
(7) 原子爆弾被爆者の援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者)				
(8) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方(重度の障害とされている方は特別障害者)				
(9) 65歳以上でその障害の程度が(1)、(2)又は(5)に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けた方((1)、(2)又は(5)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)				
7 ひとり親	申込本人又は同居親族で婚姻をしていないこと、又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、次の全ての要件に当てはまる方	35万円 (ただし、所得が35万円未満の方についてはその所得金額となります。)		
	ア その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。			
	イ その年の分の総所得金額等が58万円以下で、生計を一にする子(他の人の同一年生計配偶者又は扶養親族とされる者を除く)がいること 合計所得金額が500万円以下であること			
8 寡婦	申込本人又は同居親族で「ひとり親」に該当せず、次のいずれかの要件に当てはまる方	27万円 (ただし、所得が27万円未満の方についてはその所得金額となります。)		
	ア 夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方			
	イ 夫と死別した後、婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方			
	※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする			

(注) 控除額は該当者1人についての額(年間)です。

「雑損失の繰越控除」または「純損失の繰越控除」を受けている方は確定申告書の写しを提出してください。所得金額から控除金額を差し引くことができます。

8 募集住宅一覧（一般公営住宅）

（1）一般階層向家賃

住宅家賃の①～④は下表の政令月収額に応じています。政令月収額については11ページの「政令月収額の計算方法」を御覧ください。

政令月収額	家賃欄の番号
0円～104,000円の世帯	①の額
104,001円～123,000円の世帯	②の額
123,001円～139,000円の世帯	③の額
139,001円～158,000円の世帯	④の額

（2）裁量階層向家賃

裁量階層の世帯で政令月収額が158,000円を超える方については、下表の収入区分に応じて⑤～⑥の家賃が適用されます。

政令月収額	家賃欄の番号
158,001円～186,000円の世帯	⑤の額
186,001円～214,000円の世帯	⑥の額

(一般公営住宅) ※特定目的住宅を含む

住宅名 (竣工年度)	戸数	構造 間取り 面積 (㎡)	家賃(円)						近傍同種家賃	校区	単身入居
			①	②	③	④	⑤	⑥			
前田 アパート (昭45)	24	4階建							35,700	旭小 鳥栖西中	○
		3K	10,400	12,100	13,800	15,600	17,800	20,500			
		41.4									
萱方町 第2住宅 (昭46)	36	2階建※							19,300	若葉小 田代中	○
		2DK	10,100	11,700	13,400	15,100	17,200	19,300			
		43									
浅井町浅井 アパート 11棟～13棟 (昭48～49)	72	4階建	12,200	14,000	16,100	18,100	20,700	23,900	36,500	若葉小 田代中	○
		3K	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ			
		45.6	12,400	14,300	16,300	18,400	21,100	24,300			
浅井町浅井 アパート 14棟～19棟 (昭50～52)	90	3階建	13,500	15,600	17,900	20,200	23,100	26,600	49,700	若葉小 田代中	○
		3DK	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ			
		50.6～55.8	15,300	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200			
元町 アパート (昭53)	20	5階建							61,300	鳥栖小 鳥栖中	
		3LDK	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800			
		68									
鳥栖南部団地 アパート (昭55～平1)	144	4階建	14,200	16,400	18,700	21,100	24,200	27,900	42,200	鳥栖小 鳥栖中	13棟 のみ ○
		3LK・ 3DK	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ			
		54.3～59.4	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600			

※ 萱方町第2住宅は住戸内に階段があり、1階と2階を使用するタイプの住宅です。

9 募集住宅一覧（改良住宅）

(1) 一般階層向家賃

住宅家賃の①～②は下表の政令月収額に応じています。政令月収については11ページの「政令月収額の計算方法」を御覧ください。

政令月収額	家賃欄の番号
0円～104,000円の世帯	①の額
104,001円～114,000円の世帯	②の額

(2) 裁量階層向家賃

裁量階層の世帯で政令月収が114,000円を超える方については、下表の収入区分に応じて③～④の家賃が適用されます。

政令月収額	家賃欄の番号
114,001円～123,000円の世帯	③の額
123,001円～139,000円の世帯	④の額

(改良住宅)

住宅名 (竣工年度)	戸数	構造 間取り 面積(m ²)	家賃(円)				近傍同種家賃	校区	単身入居
			①	②	③	④			
本鳥栖 アパート (昭39)	36	3階建 2DK 32.4	7,400	8,600	9,800	11,100	26,600	鳥栖北小 鳥栖中	○

